

ID: 5379

担当部署: 市民部 税務課 資産税係

<b>処分の概要</b>	住宅用家屋証明書の交付
<b>法令名称 根拠条項</b>	租税特別措置法施行令 第41条及び第42条第1項
<b>法令番号</b>	昭和32年政令第43号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第41条及び第42条第1項の規定による。</p> <p>(登記の税率が軽減される住宅用家屋の範囲)</p> <p>第41条 法第72条の2に規定する住宅用の家屋で政令で定めるものは、次の各号の一に該当する家屋であることにつき、当該個人の申請に基づき当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長(勤労者財産形成促進法第9条第1項に規定する勤労者が、当該勤労者を雇用する事業主、当該事業主を構成員とする同項に規定する事業主団体又は当該事業主若しくは当該事業主団体が出資する同項に規定する福利厚生会社から同項に規定する住宅資金の貸付けを受けて新築又は取得をする住宅用の家屋その他の財務省令で定める家屋にあつては、独立行政法人勤労者退職金共済機構の理事長その他の財務省令で定める者。次条第一項において同じ。)が証明したものとす。</p> <p>1 専ら当該個人の住宅の用に供される一棟の家屋(隣接する二棟以上の家屋を共に当該住宅の用に供する場合には、これらのすべての家屋)で床面積の合計が50平方メートル以上であるもの</p> <p>2 次に掲げる一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、当該家屋のうち専ら住宅用の部分でその床面積が50平方メートル以上であるもの</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物に該当する家屋</p> <p>ロ 一団の土地(その面積が千平方メートル以上のものに限る。)に集団的に新築された家屋(地上階数が3以下のものに限る。)で建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に準ずる耐火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合するもの(イに掲げる家屋に該当するものを除く。)</p> <p>(所有権の移転登記の税率が軽減される建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲等)</p> <p>第42条 法第73条に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件の全てに該当する家屋であることにつき、当該個人の申請に基づき当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長が証明したものとす。</p> <p>1 当該家屋が前条第1号又は第2号イに該当するものであること。</p> <p>2 当該家屋が建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定若しくは国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものであること又は昭和57年1月1日以後に建築されたものであること。</p> <p>2 一棟の家屋(登記簿に記録された当該家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである家屋に限る。)でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合における当該家屋のうち専ら当該個人の住宅の用に供する部分でその床面積が50平方メートル以上であるものは、前項の規定の適用については、前条第二号イに掲げる家屋に該当するものとす。</p>	

- 3 法第73条に規定する政令で定める原因は、売買又は競落とする。
- 4 法第73条に規定する1年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合は前条に規定する住宅用の家屋（建築後使用されたことのないものに限る。）を新築した者が当該住宅用の家屋の所有権の移転の登記に応じないため当該住宅用の家屋の新築後1年以内に訴えを提起した場合とし、法第73条に規定する政令で定める期間は当該訴えに係る判決の確定又は和解調書若しくは認諾調書の作成の日から1年を経過する日までの期間とする。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年7月29日	最終変更年月日	年 月 日